

小学校での法教育実践を構想する

2010. 5. 23.

京都・八幡小学校 葉狩宅也

1. 「法教育実践」を構想するにあたって

この間の教育改革の流れ・学習指導要領の言う「生きる力」「自ら学び自ら考える力」という考え方は、一面「受けとめて実践を発展させていくもの」と思える所がある。しかし、今日的には2つの点で問題を抱えている。

一つは、「学力低下問題」からはじまった「基礎学力」偏重の繰り返し学習の押しつけ。「思考型の教育」だとか、「社会参加型の教育」だとかいう発想が吹っ飛んでいく動きが学校に押しつけられている。

「事実」を題材（教材）にして、授業や学習を通して思考し、課題解決をさぐる取り組みは、子どもたちにとって「おもしろい」学習につながるものになるが、そうした考え方と実践をあらためて作っていくことが大切だと言える。

もう一つは、「参加体験型の教育」のもつ問題を吟味しないまま、ブームのように広がっていく事の危険性です。「参加体験型」の教育実践で思い浮かぶのは「人権教育」だが、「参加体験型」というゲーム的で楽しく活動する学習方法が、内容と切り離されたり、内容を検討されない実践になるおそれがある。

小学校で法教育実践を具体化するとき、現代社会に「適応しながら生きる力」を構想するのではなく、さまざまな課題を「共同して切り拓いていく生きる力」獲得させるような構想を持ちたいと思う。その上で、子どもにとって「楽しくわかる」題材・方法をつくる必要がある。

2. 「これまでの我が国の法教育における実践」（『はじめての法教育』）と現行小学校学習指導要領

『はじめての法教育』では、これまでの「学校教育における法教育の実践」として、具体的にはそれぞれの教科の特性を生かして次のような指導が行われていると整理している。

① 社会科及び公民科

社会生活における取決めの重要性日本国憲法の基本原則、法の支配、権利・義務の関係、法に基づく公正な裁判の保障があること、裁判制度の概要など、法や司法に関して幅広く学習することとしている。

② 生活科

具体的な活動や体験を通じて、きまりやマナーを守ることなどの生活上必要な習慣や技能の指導が行われている。

③ 道徳

約束やきまり、法の意義を理解させ、それを守ることの大切さを指導することとしている。

④ 特別活動

学級活動や児童会・生徒会活動のなかで、学級や学校における生活上の諸問題の解決や学校生活の向上のために、ルールについて考えたり、話し合ったりなどの活動を展開し、協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てることとしている。

⑤ 家庭科

生活課題を主体的に解決し、家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる学習にかかわって法律が取り上げられている。

⑥ 総合的な学習の時間

各学校の判断で、総合的な学習の時間のねらいに即して、例えば、法に関する課題などについての学習活動を設定することができるようにしている。

これらの指導において、意欲的な学校や教員は、例えば、裁判の傍聴や、模擬裁判の実施等の体験的・問題解決的な学習を取り入れたり、弁護士や司法書士等の法律実務家との連携協力による授業を行うなど、児童生徒の法やきまりに関する興味・関心を引き出すような実践を行っている。

社会科としての「憲法学習」、家庭科での「消費者（生活者）教育」といった教科学習としての実践にはさまざまな蓄積がある。また、特別活動としての自治的な行事や取り組み、その中での「話し合い活動」なども、多様で豊かな実践がある。さらに、この間の「総合的な学習の時間」を活用した実践。

それらを、どのように発展させていくのが、「法教育」をすすめるとき、大切になってくると思われる。

3. これまでの実践の位置づけと今後の研究課題

(1) 発達段階をふまえた小学校における法教育実践のあり方を検討する

(2) 目標～内容と教材を検討する

(3) 諸外国における法教育の実践に学ぶ

法教育は、「事実」を題材（教材）にして、授業や学習を通して思考し、課題解決をさぐる取り組みは、子どもたちにとって「おもしろい」学習につながるものになるが、そうした考え方と実践をあらためて作っていくものにする可能性を秘めている。